



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

A

Sponsor: Burkina Faso, Cabo Verde, Chad, Côte d'Ivoire, Ghana, Kenya, Malawi, Mali, Nigeria, South Africa, Tanzania, Tunisia, Uganda, and Zambia

第25回ローマ規程締約国会議は、

国際社会において国際刑事裁判所 (ICC) が補完性原則の下で果たす意義を認め、

ローマ規程締約国会議 (ASP) のこれまでの活動に満足を示し、

未だローマ規定への批准をしていない国があることを確認し、

過去に多数の児童、女性及び男性が残虐な行為の犠牲者になってきたことに留意し、

このような重大な犯罪が世界の平和、安全及び福祉を脅かすことを認識し、

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないこと、並びにそのような犯罪に対する効果的な訴追が国内的措置及び国際協力の強化によって確保されなければならないことを確認し、

これらの犯罪を行った者が処罰を免れることを終わらせ、もってそのような犯罪の防止に貢献することを決意し、

国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することが、すべての責務であることを想起し、

国際連合憲章の目的及び原則、とりわけすべての国が武力による威嚇又は武力の行使を慎み、他国の領土保全又は政治的独立を侵害してはならないことを強調し、

締約国は、自国の国内法がローマ規程に定めるすべての形態の協力を実施するうえで必要不可欠であることを強調し、

ローマ規程の目的及び原則を再確認し、

ジェノサイド、人権に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の不処罰防止の重要性を認識し、

ICCが独自の警察機構を有しておらず、逮捕状の執行を加盟国及び地域機構の協力に依存していることを認識し、

一部の加盟国が国家主権、外交上の特権又は国内法を理由としてICCへの協力及び容疑者の引き渡しを拒否している現状を憂慮し、

ICCの慢性的な財政不足及び限られた人的・財政的資源が、捜査、訴追及び被害者支援に深



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

A

刻な影響を及ぼしていることを懸念,

補完性原則が適切に運用されない場合には、国内手続きを利用した不処罰に繋がる恐れがあることを懸念し,

国際刑事責任と国家主権はどちらも尊重されるべきだと信じ,

現職国家元首の逮捕が周辺地域に悪影響を及ぼしかねないことを認識し,

ICCによる要人の逮捕には多方面への慎重さが求められることを認識し,

ICCにおいては地域に関わらず平等な付託や捜査が行われるべきであることを強調し,

ローマ規程締約国には司法制度及び治安機関が未発達である国もあることを認め,

実行力のあるICCの組織運営には地域機構との連携が不可欠であることを強調し,

各地域の価値観を重視した上で捜査を行うことの重要性を強調し,

ICC職員が外部からの不当な制裁を受けていることを遺憾に思い,

ICCの判事や検察官の独立性を保つことは公正な裁判のためには不可欠だと信じ,

ICCが慢性的な財政難に陥っていることに憂慮を抱いて言及し,

締約国が逮捕状の履行義務を遂行するに当たり第三国による様々な制裁がなされる事態に憂慮を表明し,

逮捕状の執行が十分になされていない現状を遺憾に思い,

安全保障理事会はICCへの事件の付託において重大な責務を担っているにもかかわらず拒否権の行使等によってその機能を十分に果たすことが出来ていない現状に遺憾に思いながら言及し,

一部の国において自国内で重大犯罪を適切に訴追できないことを考慮し,

一部の大国によるICC検察官及び判事への制裁を遺憾に思い,

1. 1-3 ICCに対し、国内司法制度と警察組織の未発達により捜査及び逮捕への協力ができない国への以下の支援を行うことを要請する:

- a. OTPによる人材支援,

- b. 証人に対する更なる保護,



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

A

- c. 裁判官の育成,
 - d. 国内司法制度の技術的支援;
2. ICCに対し、現職国家元首が罪を犯したことを認定した際に以下の通りに対応するよう強く促す ;
 - a. ICCの監視下で国内の政治体制を整えるための2年間の停止期間を置いて逮捕すること
 - b. 2年の停止期間の間に再び罪を犯した場合は即時に逮捕すること
3. ICC及びOTPに対し、ICCによる逮捕が周辺地域に与える影響を評価した上で逮捕するか否かを決断するために「事前地域協議メカニズム」を創設するよう要請する ;
4. ICCに対し、既存の監査制度を活用して地域間の偏在をなくすためにICCが取り扱う事案の監督を行うよう強く促す ;
5. ICCに対し、事件が選定された理由及び捜査基準を透明化するように呼びかける ;
6. ASPに対し、明らかに故意的な非協力であり悪質性が認められる国に対して制裁について議論することを要請する ;
7. ICC検察局及び締約国に対し逮捕状の執行を阻む具体的障壁や法的相克の事例をASPに報告するように強く促す ;
8. 合意した加盟国に対し、制裁を受けたICC職員を保護するとともに、保護についての連帯声明を出すように促す ;
9. ASPに対し、外部からの不当な制裁を受けたICC職員及び家族の保護のために以下の内容を含んだガイドラインを策定するように呼びかける :
 - a. 資産凍結に対応するための金銭的援助,
 - b. 法的援助,
 - c. 物的支援;
10. ASPに対し、年に1度各国の支払い能力を考慮した上で分担金について議論するように呼びかける ;



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

A

11. ICCに対し、捜査や逮捕要請を行う際には該当地域機構との連携を重視するように促す；
12. ASPに対し、ICCの慢性的な財政難を解決することを目的としてローマ規程第115条(b)の活用を推進するように呼びかける。